

平成29年1月24日
地域福祉推進本部終了後
庁 議 室

平成28年度第1回文京区障害者差別解消推進本部次第

1. 平成27年度実績報告及び28年度の取組みについて
資料第1号 障害者差別解消法に関する平成27年度実績及び28年度の取組みについて

2. 障害者差別解消支援地域協議会の設置について
資料第2号 文京区障害者差別解消支援地域協議会の設置について

3. 障害者差別解消啓発グッズの作成について
資料第3号 障害者差別解消啓発グッズの作成について

4. 参考資料
障害を理由とする差別に関する相談事例

障害者差別解消法に関する平成 27 年度実績及び 28 年度の取組みについて

課題	27 年度実績	28 年度取組(◎実施済。◆実施中及び実施予定)
職員対応要領の策定	制定済み。(平成 28 年 4 月 1 日施行) ※教員分は教育指導課で作成済み ・事例収集のための取組み (ア)個別回答によるもの(郵送、区ホームページ、当事者団体等の意見) 有効回答 164 件、事例数 191 件 (イ)知的障害、精神障害を中心に通所事業所利用者グループヒアリング 10 施設 ・パブリックコメントの実施 平成 27 年 12 月 15 日から平成 28 年 1 月 13 日 意見数 0 件	◎職員対応要領の HP への公開 【職員対応要領に基づく具体的な対応】 ◎区の契約事業者に対する周知啓発(4/1~)(300 部) 契約管財課契約の事業者に対して、法の趣旨の周知を図るため、①通知、②内閣府パンフレット、③職員対応要領の 3 点を契約書引渡し時に合わせて配付。 ◎契約仕様書におけるその他特記事項条件に障害者差別解消法に関する記載を追加(10/1~) ◆「(仮)障害者差別解消のてびき」を作成中→年度末発行予定 職員対応要領第 8 条第 2 号に定める職員に対する必要な情報提供として、具体的な情報を掲載し発行する予定。(27 年度に収集した事例や庁内アンケートの意見を反映させる。)
相談及び紛争の防止等のための体制の整備	設置済 ・相談窓口→障害福祉課、予防対策課、障害者基幹相談支援センター ・職員による差別に関する相談窓口→職員課 (一義的な相談は各課対応)	◎相談窓口を掲載したパンフレットを作成し、区民施設等に配布 ◆障害を理由とする差別に関する相談実績(別紙参考資料)
障害者差別解消支援地域協議会	平成 28 年度設置予定	◆平成 29 年 1 月設置予定 ※資料第 2 号
職員研修	管理職:1 月 7 日(講師:東洋大高山教授) 一般職員:3 月 15 日(午前・午後の 2 回) 法概要、障害種別の対応、GW ・パンフレット配布	◎新任研修:4 月 6 日 ◎一般職員:6 月 9 日・14 日各午前・午後 計 4 回 ◎管理職:1 月 20 日 ◎東京都ハンドブック配布(部長、各課(所・校)) ◆庁内での出前講座 ◆庁内通信の発行
区民啓発活動	【区民への啓発】区報 3 月 10 日号 CATV番組制作 区民施設へパンフレット配架・イベントでの啓発 【福祉事業所等への周知】パンフレット及び厚労省ガイドラインの送付 【関係団体等への周知】各団体会合への出席、パンフレット等配布 【企業等への啓発】機関紙への掲載や関係団体会議での周知	◎パンフレット作成→区内施設、民間企業等に配付 ◎区報 7 月 25 日号 1 面 ◎CATV番組制作 ◆各関係団体会合等での周知 ◆各関係機関紙等への掲載 ◆周知啓発グッズの作成→年度末完成予定 ※資料第 3 号 かるた、日めくりカレンダー、クリアファイルの作成
環境の整備	・庁内アンケートにより、各課の対応状況、必要と思われること等を取りまとめた。	(29 年度重点施策) ◆タブレット端末の導入(音声認識ソフト導入) ◆点字プリンター購入 ◆手話通訳者設置 (その他) ◆窓口対応物品の整備

文京区障害者差別解消支援地域協議会の設置について

障害者差別解消支援地域協議会は、地域における様々な関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別を解消するための取組について協議を行う(年2回程度を予定)。

障害者差別解消支援地域協議会の検討事項

- ・複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- ・関係機関等が対応した相談に係る事例の共有
- ・障害者差別に関する相談体制の整備
- ・障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- ・構成機関等におけるあっせん・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- ・障害特性の理解のための研修・啓発、障害者差別の解消に資する取組の周知・発信

文京区障害者差別解消支援地域協議会構成員(案)

当事者委員	4人	身体、知的、精神、障害児
事業者委員	4人	商工会議所、商店街連合会、店舗等
障害福祉サービス事業者	2人	障害福祉サービス事業者
専門委員	5人	法曹、医療、雇用、学識経験者
地域関係団体	3人	町会連合会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会
関係機関	2人	障害者就労支援センター、障害者基幹相談支援センター
行政	4人	区民部長、福祉部長、保健衛生部長、教育推進部長

幹事	5人	経済課長、障害福祉課長、予防対策課長、保健サービスセンター所長、教育センター所長
----	----	--

障害者差別解消啓発グッズの作成について

■作成・配付時期

作成：平成28年度（平成29年3月末納品予定）

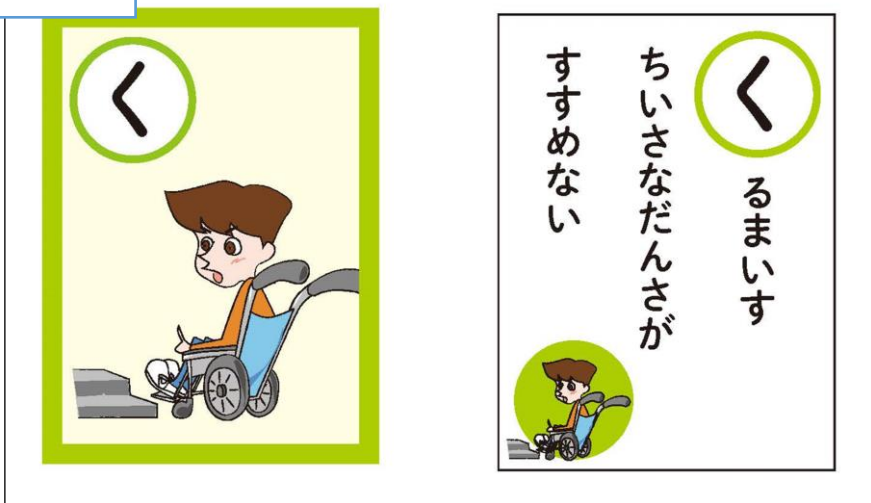
配付：平成29年5月（予定）

■普及啓発グッズの内容等

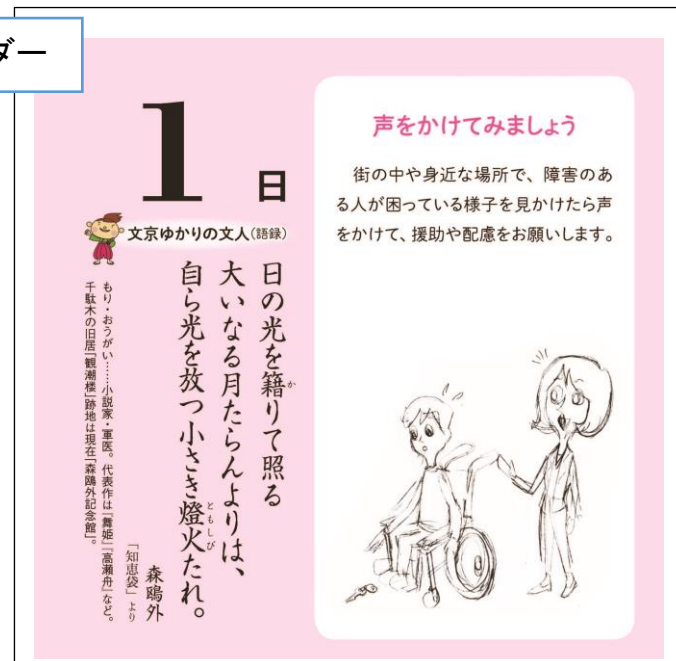
種類	対象者	内容	部数	主な配布先（予定）
かるた	こども（学校等）	遊びを通じて障害者や障害に対する理解を学べるような内容とする。 （あ〜ん 46組）	500 セット	小学校・幼稚園・保育園（国・私立含む）、児童館・育成室 等
日めくり 卓上カレンダー	企業 一般区民	毎日繰り返し目にすることで障害者や障害に対する理解を深められる内容とする。 （1日〜31日）	1,500 部	区内企業・区内福祉事業所 一般区民（イベント等）
クリアファイル	こども（学校等）、企業 一般区民	（表面）50音の点字表（点字付）・指文字表 （裏面）かるたの一部を掲載	5,000 部	小学校・中学校・幼稚園・保育園（国・私立含む）、児童館・育成室、区立施設、一般区民（イベント等）

■普及啓発グッズ作成イメージ

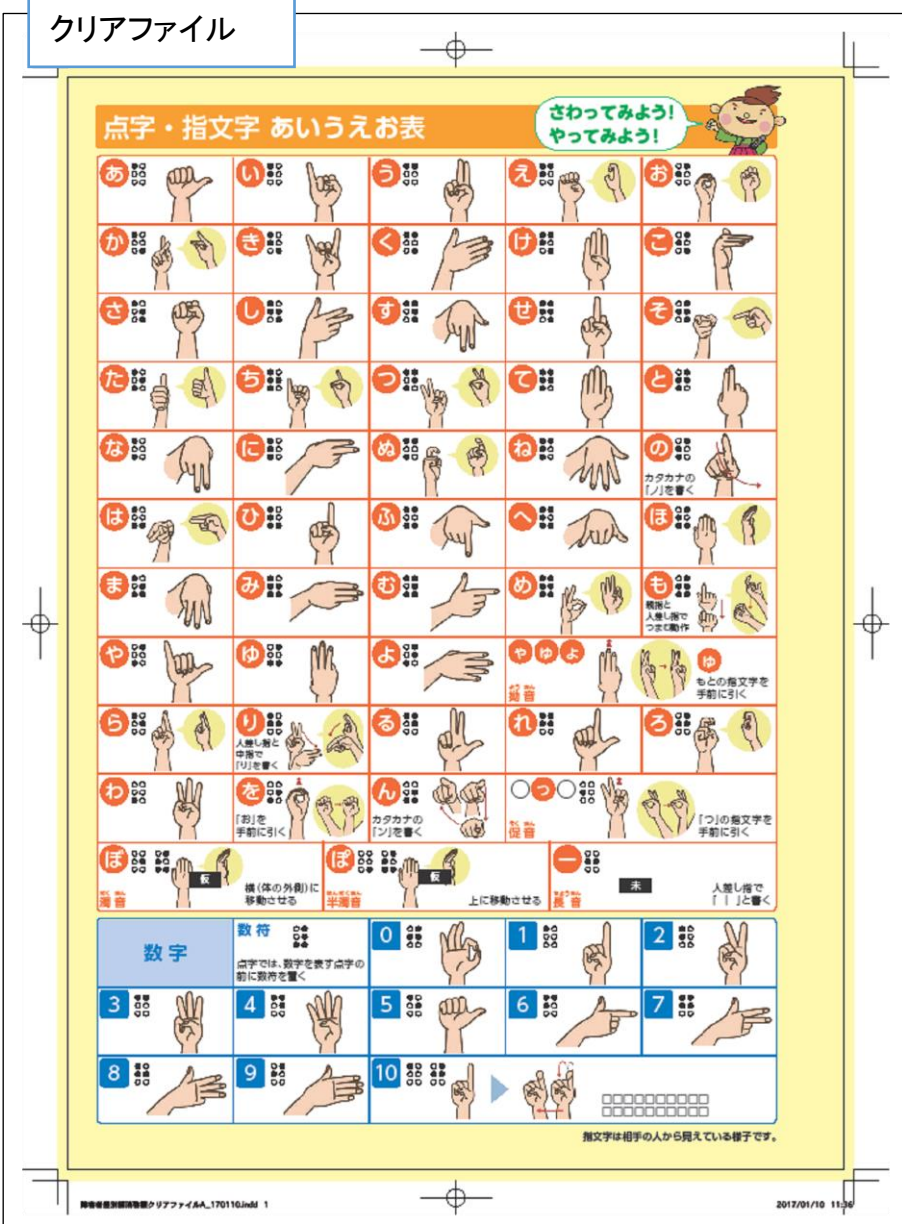
かるた



カレンダー



クリアファイル



障害を理由とする差別に関する相談事例

1. 相談件数(障害福祉課受付)

平成 28 年度(12 月 20 日現在)

相談者	不当な差別的取扱	合理的配慮の不提供	相談	情報提供	意見	合計
障害者・児	5件	3件	1件	1件	1件	11件
事業者			1件			1件
計	5件	3件	2件	1件	1件	12件

2. 主な相談内容

【不当な差別的取扱】

- ・医師による18歳の知的障害者に対する幼児言葉での対応
- ・区内飲食店での盲導犬同伴による入店の拒否

【合理的配慮の不提供】

- ・シビックセンター内の施設整備(車いす用トイレ)
- ・公共交通機関(駅構内)の施設整備

【相談】

- ・区内大規模小売店からの補助犬受入に関する相談